

独立行政法人交通安全環境研究所の見直し

平成27年9月10日

国土交通省

独立行政法人交通安全環境研究所（以下「研究所」という。）は、自動車や鉄道に係る研究業務を通じて国による基準策定等の施策立案を支援するとともに、型式の指定を受けて大量生産される自動車の基準への適合性審査やリコールに係る技術的な検証に取り組んでいる。

専門的かつ高度な知見を活用して国による基準策定等に対する公正かつ中立的な支援を行う研究業務、基準不適合車の生産・流通を未然に防止する自動車の審査業務、また、自動車の新技術や不具合に適切に対応する自動車のリコール技術検証業務は、いずれも、自動車の安全の確保及び環境の保全に資する社会的に重要な業務である。

研究所の業務及び組織については、国の政策を実現するための実施機関として法人の政策実施機能の最大化を図るため、独立行政法人として真に担うべき事務及び事業に特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図るとともに、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の見直しを行う。

第1 事務及び事業の見直し

1. 研究業務

自動車の設計段階から、新車、使用過程の段階までの業務の一体的な実施により、車検時の不具合情報の活用による基準の改善や迅速なリコールの実施、研究部門の知見を活用した革新的技術に対応する検査手法の開発等の連携を可能とすることで、政策実施機能の強化を図るため、以下の措置を講ずる。

(1) 業務の一体的実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)

等に基づき、研究所及び自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」）を統合し、自動車の設計段階から、新車、使用過程の段階までの業務を一体的に実施することとする（平成28年4月1日統合予定）。

2. 自動車審査業務

見直し内容は、1. に同じ。

3. リコール技術検証業務

見直し内容は、1. に同じ。

第2 業務実施体制の見直し

(1) 組織形態の見直し

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、研究所と検査法人を統合し、中期目標管理型の独立行政法人自動車技術総合機構を設立する（平成28年4月1日統合予定）。

(2) 組織体制の整備

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等に基づき、統合後の新法人については、国から移管される登録関係業務を適正かつ円滑に実施するための所要の体制を確保し、統合に当たっては、交通安全環境研究所の名称を維持するとともに代表権を有する役員を置く。

(3) 支部・事業所等の見直し

欧州メーカーの型式指定審査を効率的に実施できるよう審査官を1名海外に駐在させる。

また、引き続き、業務量等に鑑み、統合後の事務所等の要員配置の見直しを行う。

(4) 業務運営体制の整備

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

統合が定着した後に、総務部門の組織や経費の合理化に取り組む。

また、法人のミッションを有効かつ効果的に果たすため、引き続き内部統制システムの充実、及び監事機能（監査）の実効性の向上を図る。

研究部門については、行政及び民間からの受託研究等を実施するとともに、民間企業や大学等との連携により外部からの資金を獲得することにより、研究ポテンシャルの向上に引き続き努める。

自動車審査部については、高度化・複雑化する自動車の新技術等への対応や車両型式認証に係る新たな国際相互承認制度への国内対応を確実にを行うため、審査実施体制の段階的な強化策についての検討を進める。

リコール技術検証部については、道路運送車両法の改正によりリコールの実施に必要な報告徴収・立入検査の対象に装置メーカーを追加したところであり、その報告等をふまえた技術検証が確実に行えるよう人員等の強化を図る。

加えて、研究部門の職員を自動車審査部及びリコール技術検証部に併任し、各部門で研究職員の知見を活用する。

第3 その他組織・業務全般に関する見直し

(1) 電子化の推進

決裁等の事務的な処理の電子化、情報の共有化・再利用化、外部の専門的能力の活用が相応しい業務のアウトソーシング化等を引き続き可能な限り推進する。

(2) 調達の合理化

引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、研究所内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表し、年度終了後、実施状況について評価・公表を行う。

また、研究開発業務の効率的実施のために、一般競争入札等を原則としつつも、随意契約によることができる事由を会計規程等において、明確化する。

(3) 給与水準の適正化

引き続き、給与水準については、法人の事務・事業の特性等を踏まえた柔軟な取り

扱いを可能とするとともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表する。

(4) 保有資産の見直し

引き続き、保有資産の必要性について不断の見直しを行う。

また、特許権等の創出・取得・管理・活用の在り方を明確化した「交通安全環境研究所知的財産ポリシー」（平成 27 年 2 月制定）に基づき、特許権を含めた産業財産権について、引き続きその取得を促進し、適切な管理に努める。

(5) 自己収入の確保

道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 44 号）に基づき、平成 28 年 4 月 1 日以降、自動車審査業務に必要な経費を自己収入化する。

また、研究所の技術知見や施設・設備を活用し、陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保に係る基準等の策定に資する行政及び民間からの受託研究、受託試験等の実施に引き続き努める。

(6) 中期計画予算の作成

引き続き、運営費交付金を充当して行う事業について、中期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図る。

(7) その他

上記（1）～（6）のほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施する。